

市会議第16号

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 津田 大三

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

第1条中「及び期末手当の額」を「の額」に改める。

第2条中「令和元年6月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

第3条を削る。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例中附則第2項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について、その期間を延長するとともに、減額の割合を改める必要があるので提案する。